

鳥取県告示第 544 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る内海中地区（第 2 工区）の換地処分を行ったので、同条第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 29 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則